

令和8年度秦野市地域クラブ活動支援委託業務  
公募型プロポーザル方式

# 選定要領

令和8年5月

秦野市教育委員会

教育部教育指導課

## 1 目的

この要領は、本市が、標記業務を実施するに当たり、その業務を予定する者（以下「受注候補者」という）を決定する方法として独自のプロポーザル方式を採用するため、その内容について、必要な事項を定めるものです。

## 2 委託を予定している業務

### (1) 業務名

令和8年度秦野市地域クラブ活動支援委託業務

### (2) 業務内容別添

「令和8年度秦野市地域クラブ活動支援委託業務仕様書（以下「本仕様書」という。）」のとおりとします。

### (3) 履行期間

本事業の委託契約締結日から令和9年3月31日まで

### (4) 委託料上限額

5, 218, 000 円（消費税相当額を含む）

## 3 実施スケジュール

本プロポーザルの実施スケジュールは次のとおりとします。

	項目	期間等
1	公募開始	令和8年5月28日
2	申込受付期限	令和8年6月 3日
3	参加資格審査結果の通知	令和8年6月 5日
4	質問書の提出期限	令和8年6月12日
5	質問書への回答予定日	令和8年6月15日
6	企画提案書の提出期限	令和8年6月16日
7	ヒアリング及び審査	令和8年6月23日
8	審査結果通知予定日	令和8年6月26日
9	契約締結【予定】	令和8年7月 1日

※スケジュールについては、都合により変更となる場合があります。

## 4 参加資格要件

- (1) これまでの本市の中学校における学校部活動の経過及び現状を踏まえ、本市の特性に適した業務を実施する意向があること。
- (2) 国税及び地方税に滞納がないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続又は民事再生法に基づく再生手続中の者でないこと。
- (4) この要領に定める内容を理解のうえ、これに同意する者であること。

## 5 質問及び回答

- (1) 仕様書等について質問がある場合は、質問書（10ページの様式のとおり）に内容を記入し、電子メールにより、教育指導課に提出してください。個別の電話による問い合わせは、お受けできませんので御注意ください。

メールの送信先：[sidou@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:sidou@city.hadano.kanagawa.jp)

- (2) 受付期間  
令和8年6月5日（金）から令和8年6月12日（金）正午まで
- (3) 回答方法  
質問に対する回答は、令和8年6月15日（月）までに、本市のホームページ上で行います。

## 6 参加申込みについて

- (1) 受付期間  
令和8年5月28日（木）～6月3日（水）17時まで

- (2) 申込方法  
前記期間内に参加申込書（11ページの様式のとおり）を秦野市役所教育庁舎2階教育部教育指導課への持参又は郵送（この場合、必ず配達記録郵便を使ってください。）により提出してください。

申込みの内容を審査した後、本市が参加条件を満たしていると認める場合は、電子メールにより受付書を送付します。

なお審査会当日の口頭説明は、事務局（教育指導課）での参加申込書受付順になりますので、御承知おきください。

- (3) 提出先  
住所：〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号  
秦野市教育委員会教育部 教育指導課  
電話：0463-84-2786（教育指導課直通）

## 7 評価項目及び評価基準

### (1) 審査項目

プロポーザル方式により本委託業務受注候補者を選定するに当たっては、次表の①から⑨までの項目の内容等について、各参加者から資料の提案をいただき、同表の各欄に掲げる配点により審査するものとします。

観点・評価項目	評価項目	配点 (満点)
① 業務実施体制	・業務遂行にあたり、安定して業務を行う能力を有しているか(経営規模・経営比率等)、十分な実施体制がとれているか(従業員数等)	10.00
② 業務内容	・本業務の趣旨や目的を十分理解した提案となっているか	30.00
③ 事業の実施体制	・指導者への謝金の支払い体制が適切に整備されているか ・緊急時の対応を含め、生徒・保護者と地域クラブの連絡体制が適切に整備されているか ・問題が発生した場合に備え、対応マニュアルや窓口が整備されているか	20.00
④ コーディネート機能	・休日の学校部活動が地域クラブに移行するまでの全体的なコーディネートを行うための方策が示されているか	20.00
⑤ 指導能力	・指導者への研修や育成プログラムなど、指導の質を高めるための方策が示されているか ・指導者の指導方法を把握し、改善すべき点があった場合の対応策があるか	20.00
⑥ 財源確保	・持続可能な体制構築のための財源確保について効果的な手法が提案されているか ・本市における実現可能性が示されているか	10.00
⑦ 調査研究	・生徒、学校、保護者、地域に対する適切な	10.00

能力	調査方法が示されているか ・持続可能な仕組みづくりのための調査や先進的な取組の提案が示されているか	
⑧ 独自提案	・その他、他の業者と比較して評価できる提案があるか	10.00
⑨ 経費・見積額	・適切な範囲内での見積金額が提示されているか	10.00
合 計		140.00

(2) 補足説明及び注意事項

ア 審査項目①から⑧については、下記の「評価の視点」に基づき、それぞれ5段階で評価した上で点数化し、合計した総得点により順位を決定します。

A (優)	B	C	D	E (劣)
配点×1.0	配点×0.8	配点×0.6	配点×0.4	配点×0.2

イ 審査項目⑨については、参加者中、最も低額の派遣業務事業費（以下「事業費」という。）の提案をした参加者（最低額を複数の参加者が提案した場合にあっては、最低額を提案したすべての参加者）に満点である20.00点を与え、他の参加者の提案には、最低額との比例による審査点（小数点第3位で四捨五入します）を与える方法で点数化します。例えば、参加者中、最低額の提案が100円であった場合、その参加者には20.00点が与えられ、200円を提案した参加者に対しては、 $20.00 \text{ 点} \times 100 \text{ 円} \div 200 \text{ 円} = 10 \text{ 点}$ が与えられます。

ウ 最低基準点は満点（140点）の6割とする。このため、評価点84点未満は選外とする。

## 8 審査方法等について

(1) 審査方法について

ア 審査項目①から⑧

審査項目①から⑧については、次号に定める審査会において、第3号に定める審査委員が審査を行い、前項第2号アに定める方法により5段階評価（A～E）を行います。審査会后、事務局において審査委員が5段階評価（A～E）したものを項目毎に点数化し、その合計点を審査委員数で除した点数（小数点第3位で四捨五入します。）をそれぞれ

れの審査点とします。

イ 審査項目⑨

審査項目⑨（事業費）については、参加者から提出された資料に基づき、審査会の当日、事務局において前項の比例点を定める方法により点数化し、各審査委員による審査の終了後に配点します。

(2) 審査会について

ア 開催日時

<u>令和8年6月23日（火）</u>	開会	午後3時00分
	審査開始	午後3時30分（予定）
	審査終了	午後4時30分（予定）
	閉会	午後5時00分（予定）

受付書にある集合時間までにお越しください。

イ 場所

秦野市役所教育庁舎 3階 C会議室

（住所：神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号）

ウ 出席者

審査委員、参加者の担当者（3名以内）及び教育委員会事務局職員  
審査会の開催に当たっては、各参加者から担当者3名以内の出席を求めるものとします。この場合における旅費、その他の出席に要する経費については、参加者の負担とします。

なお、審査結果により、受注候補者として選定されなかった参加者へのイメージ低下等につながることを避けるために、第三者の傍聴は、これを認めないものとします。

(3) 審査委員による評価について

審査資料についての説明は、受付書に示した時間（参加申込書事務局受付順に設定）に、1事業者ずつ行うものとします。

審査の手順は次のとおりとします。

- ア 1事業者につき20分間の時間を設け、担当者から口頭により、提案資料の補足説明、業務に関わるセールスポイントのアピール等をします。（提案説明20分程度）パワーポイント等を使用する場合は、各自機器を持参することとします（プロジェクター及びスクリーンは市で用意する。）

- イ 各審査委員は、審査用資料の内容に関する疑問点等について、各参

加者の担当者に質問を行えることとします。担当者は、審査委員から質問があった場合には、随時質問に答えてください（質疑応答10分程度）

担当者からの質問に対する回答以外の発言はないものとします。

ウ 各審査委員は、すべての参加者の担当者による説明及び質疑応答後、各参加者から提出された資料の内容を審査し、審査項目①から⑧に関して、それぞれの参加者に5段階評価（A～E）をします。

エ 事務局は、各審査委員によって審査された審査項目①から⑧までの5段階評価を事務局において点数化した審査点及び、審査項目⑨の審査点をそれぞれ集計結果に基づき、受注候補者を決定します。

オ 審査会の当日、止むを得ない理由により審査委員の一部が欠席した場合であっても、出席した審査委員の評価結果をもって受注候補者を決定します。

#### (4) 審査結果について

審査結果は、後日各参加者に郵送等で通知します。

なお、審査結果は評価の公表性、透明性等を示すため本市ホームページ上で公表しますが、受注候補者のみ事業者を掲載し、次点以降の事業者名を伏せるものとします。

## 9 プロポーザル参加資料について

### (1) 提案書等の作成及び提出

#### ア 提出部数

プロポーザルに参加するに当たり、本市に事前に提出する資料は次のとおりとします。

「審査用資料」（審査項目①から⑧）正本 : 1部（事務局用）

「審査用資料」（審査項目①から⑧）副本 : 5部（審査委員用）

尚、副本には会社名を入れないでください。

#### イ 提出場所

秦野市役所教育庁舎2階 教育指導課

（〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号）

#### ウ 提出期限

令和8年6月16日（火）午後5時まで（必着）

正当な理由なくこの期限までに資料が提出できなかった場合は、失格となりますので、御注意ください。

## エ 提出方法

プロポーザル参加用資料は、教育指導課への持参又は宅配便若しくは郵送により提出してください（郵送で提出する場合は、郵便小包等、必ず本市が受領したことを記録されるものを使用してください。）。

### (2) 様式（体裁）について

ア A4版の用紙を縦長左綴じに用い、横書きとしてください。

イ 「審査用資料」（審査項目①から⑧）は、以下の順に見出しをつけて綴じてください。

(ア) 表紙は、題名「秦野市地域部活動（地域クラブ活動）整備業務に対する提案」としてください。

また、正本（事務局用）のみ、下部に社名と代表者名を記入し、代表者印（申込書に押印した印と同じもの）を押印してください。

ウ 用紙の材質、文字のサイズ、カラー印刷、写真、図、グラフの使用などについての指定はありません。限られた審査時間と枚数の中で、各審査委員に見やすく、分かりやすい資料となるよう、独自に作成をしてください。

なお、資料の作成に要する費用は、参加者の負担とします。

### (3) 見積書（任意様式）

ア 見積書記載の提案価格は、消費税及び地方消費税を除いた額を記載すること。

イ 契約期間の総額を明示すること。

ウ 積算内訳書を添付すること。

### (4) 提出された資料の扱いについて

ア 審査会当日、不慮の事故等で資料が整わず、審査できない事態を回避するため、資料を事前に提出していただきます。

イ 提出していただいた資料は、事務局から各審査委員に事前送付し、当日持参していただきます。

ウ 提出された審査用資料のうち、5部は各審査委員の審査用として配付し、1部を事務局による参加条件等の審査及び保管用とします。

## 10 受注候補者の決定等について

### (1) 決定方法

ア 審査項目①から⑨までの審査点を合計し、最高点を獲得した者が受

注候補者となります。

なお、受注候補者が失格となった場合、又は受注を辞退した場合には、その受注候補者の次に高い審査点を得た業者が受注候補者となります。

イ 審査点の合計が同点となった場合、以下の順位で審査項目の審査点を比較し、評価点が高い者を受託予定者とします。

第1順位 審査項目②の審査点

第2順位 審査項目⑤の審査点

第3順位 審査項目③の審査点

(2) 費用負担について

提案（見積）等に要した費用について本市は負担しません。

(3) 欠格条項

参加者が次に掲げる事項に該当する場合は、失格となり、または受注候補者として決定した場合であっても、該当するに至った場合は、受注候補者としての資格を失います。

ア 参加資格に偽りがあったと認めるとき。

イ 提案の内容がこの要領に定める事項に明らかに反していると認めるとき。

ウ 提案の内容に公序良俗に反する内容が含まれていると認めるとき。

エ 提案に虚偽の内容が含まれていると認めるとき。

オ 正当な理由なく審査会に出席しないとき。

カ 審査委員による評価の実施を妨害し、又は審査の正を害するような行為を行ったと認めるとき。

キ 受注候補者として決定後、正当な理由なく、契約内容に関する本市との協議を拒み、又は契約を締結しようとしなないとき。

ク 正当な理由なく、提案内容を実現しようとしなないとき。

ケ 受注候補者の責に帰すべき理由により、第3号に掲げる期限までに契約締結できないことが明らかになったとき。

コ アからケに掲げるもののほか、この要領に定める事項に反し、又は受注業者となるにふさわしくない行為があったと認められるとき。

## 1 1 問い合わせ先

秦野市教育委員会教育部 教育指導課（担当：成岡）

住 所 〒257-8501 神奈川県秦野市桜町一丁目3番2号

電 話 0463-84-2786 (教育指導課直通)

メールアドレス [sidou@city.hadano.kanagawa.jp](mailto:sidou@city.hadano.kanagawa.jp)

令和8年度 秦野市地域クラブ活動支援委託業務  
受注候補者の選定に係る

質問書

参加者名 \_\_\_\_\_

質問事項	質問内容
1	
2	
3	

※ 質問及び回答書送付の希望がない場合は、質問書の提出は必要ありません。

令和8年度 秦野市地域クラブ活動支援委託業務  
受注候補者の選定に係る

プロポーザル参加申込書

(あて先)

秦野市副市長

住 所 \_\_\_\_\_

参加者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_ 印

令和8年度 秦野市地域クラブ活動整備業務 受注候補者実施要領の内容を理解し、その内容に従うことに同意のうえ、次のとおりプロポーザルへの参加を申し込みます。

担当者の連絡先	住 所	〒 _____
	部 署	_____
	名 前	_____
	電 話	_____
	メールアドレス	_____